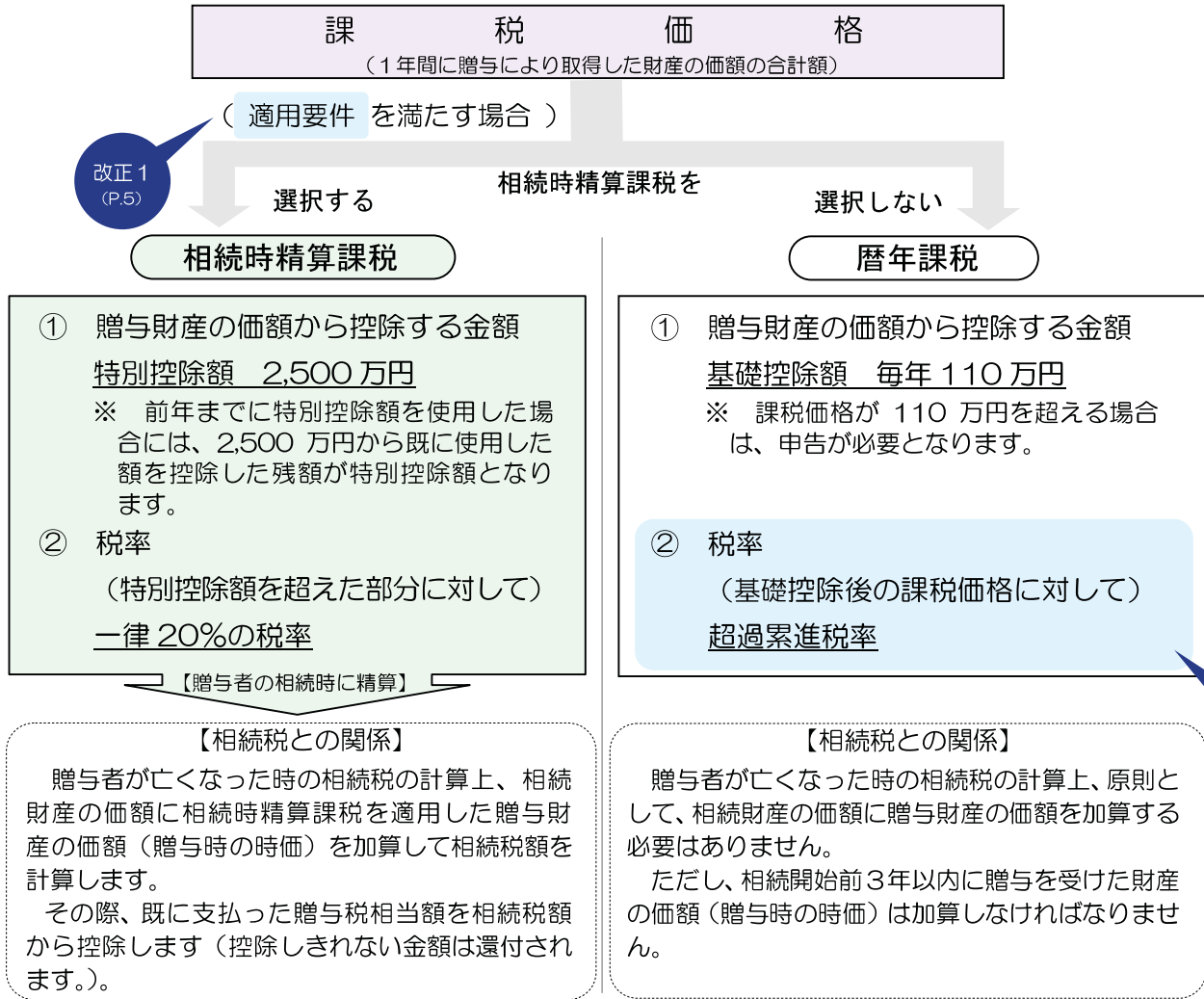


贈与税

贈与税のしくみ

【適用関係】「改正1」及び「改正2」の改正は、平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。



※ 受贈者(財産の贈与を受けた人)は、贈与者(財産の贈与をした人)ごとに「相続時精算課税」を選択することができます。「相続時精算課税」を選択するためには、贈与税の申告書の提出期限までに贈与税の申告書と相続時精算課税選択届出書を税務署に提出しなければなりません。

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することはできません。

贈与税 改正1 相続時精算課税

○ 適用対象者の範囲の拡大など相続時精算課税の適用要件が変わります。

贈与者	<p>【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与をした年の1月1日において 65歳以上の者 	<p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与をした年の1月1日において 60歳以上の者
受贈者	<p>【改正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人 	<p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 贈与を受けた年の1月1日において 20歳以上の者 贈与を受けた時において 贈与者の推定相続人及び孫

相続時精算課税の税額計算

$$[\text{特別控除後の課税価格}] \times 20\% (\text{税率}) = \text{税額}$$

例 贈与により3,000万円の財産を取得した場合

$$3,000 \text{万円} - 2,500 \text{万円} (\text{特別控除額}) = 500 \text{万円} (\text{特別控除後の課税価格})$$

$$500 \text{万円} \times 20\% = 100 \text{万円} (\text{税額}) (\text{特別控除額については、上記の相続時精算課税①※参照})$$

○ 最高税率の引上げや孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が変わります。

基礎控除後の課税価格	【改正前】	【改正後】		
	税率	一般税率 (一般贈与財産) ^(※)	特例税率 (特例贈与財産) ^(※)	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%		
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%	50%
4,500万円超 ～			55%	55%

※ 暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。
この特例税率の適用がある財産のことを「特例贈与財産」といいます。また、特例税率の適用がない財産（「一般税率」を適用する財産）のことを「一般贈与財産」といいます。

暦年課税の税額計算

1 贈与により一般贈与財産又は特例贈与財産のいずれかのみ財産を取得した場合

$$[\text{基礎控除後の課税価格}] \times \text{税率}^{(※)} - \text{控除額} = \text{税額}$$

※ 税率は、取得した財産に応じて、一般贈与財産の場合は一般税率を、特例贈与財産の場合は特例税率を適用します。

贈与税の速算表

【一般贈与財産用】

区分	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
一般税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

【特例贈与財産用】

区分	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
特例税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

例 贈与により一般贈与財産 500万円を取得した場合
 500万円 - 110万円（基礎控除額）
 = 390万円（基礎控除後の課税価格）
 390万円 × 20% - 25万円 = 530,000円（税額）

2 贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合

次の①及び②の合計額（① + ② = 税額）

一般贈与財産に対応する金額： a × (A / C) … ①

特例贈与財産に対応する金額： b × (B / C) … ②

A：一般贈与財産の価額

B：特例贈与財産の価額

C：合計贈与価額（A+B）

（※ A、B及びCは、課税価格の基礎に算入される価額）

a：合計贈与価額Cについて一般税率を適用して計算した金額

b：合計贈与価額Cについて特例税率を適用して計算した金額

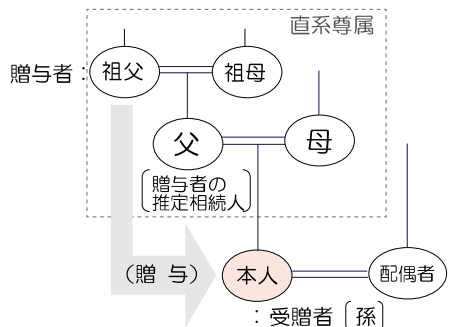
例 贈与により㊶一般贈与財産 100万円と㊵特例贈与財産 400万円（合計 500万円）を取得した場合
 500万円 - 110万円 = 390万円（基礎控除後の課税価格）

㊶に対応する金額：(390万円×20%-25万円) × (100万円/500万円) = 106,000円… ①

㊵に対応する金額：(390万円×15%-10万円) × (400万円/500万円) = 388,000円… ②

① + ② = 494,000円（税額）

【参考】親族関係



例 直系尊属

- ：・父母、祖父母
- ・養父母
- ×：・兄弟姉妹
- ・配偶者の父母
- ・伯叔父母